

CPA通信

2013年7月

Vol.70

消費税率の引上げ

次の2段階で引き上げることが予定されています。

	現在	H26.4.1～	H27.10.1～
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
計	5.0%	8.0%	10.0%

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

I 施行日前後の取引

①施行日前後の取引に係る税率

施行日前日（平成 26 年 3 月 31 日）までに締結した契約に基づき行われる取引であっても、施行日以後に行われるものは新税率が適用されます（但し、経過措置により旧税率が適用されるものがあります）。

②施行日前日までに仕入れた商品を施行日以後に販売したときの税率

施行日以後に販売する場合は、新税率が適用されます。施行日前までに仕入れた商品の仕入税額は旧税率によります。

③施行日を含む 1 年間の役務提供をした時の税率

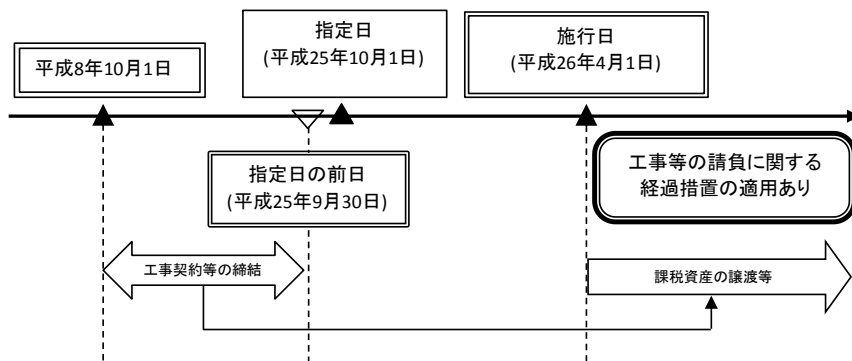
役務の提供は、物の引渡を要しませんが、役務の全部を完了する日が資産の譲渡の時期になります。従って、施行日以後に行う取引となり、新税率が適用されます。

但し、契約等により継続的に 1 年分の対価を收受し、その時に収益計上しているときは施行日の前日までに収益計上したのものについて旧税率を適用してもよいとされています。

II 工事の請負等

④工事の請負等の税率に関する経過措置

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した工事の請負契約等に基づき、施行日以後に課税資産の譲渡（物件の引渡し）を行うときは、旧税率が適用されます。



⑤工事の請負等に係る契約の範囲

1) 工事の請負契約

建設業における工事契約をいいます。また、請負契約ですから、販売契約は対象になりません。すなわち、注文住宅は対象になりますが、建売住宅（購入者が注文を付すことができないもの）は対象にならないことになります。

2) 製造の請負契約

製造業における請負生産契約をいいます。見込生産によるものは請負契約にはなりません。

3) これらに類する契約

その他の請負契約で、仕事の完成に長期間を要し、目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、相手方の注文が付されているものをいいます。

⑥下請け工事の取扱

受注した工事の請負契約が経過措置により旧税率になるときでも、その工事を下請けに出したときは、自動的に経過措置が適用されるわけではなく、個々の取引の契約要件により判断することになります。

⑦経過措置適用工事に係る金額の増減

経過措置が適用される工事について、対価の額が増額された場合は、その増額部分には経過措置は適用されません。また、減額された場合は、減額後の金額が経過措置の対象になります。

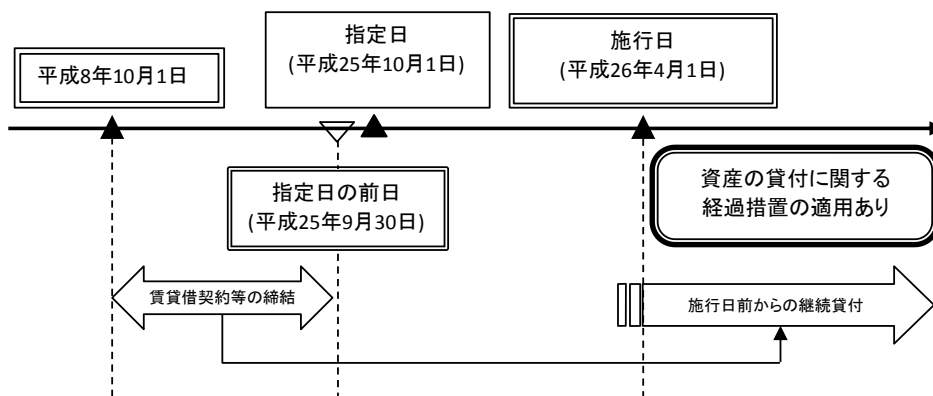
Ⅲ 資産の貸付

⑧資産の貸付の税率に関する経過措置

平成25年9月30日までに締結した資産の貸付に係る契約に基づき、施行日以後に行う当該資産の貸付には、旧税率が適用されます。

但し、契約内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に該当することが必要です。

- ①資産の貸付期間、期間中の対価の額が定められていること。
- ②事業者が事情の変更等により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと並びに貸付資産の取得費用に対する貸付の対価の額の合計額が90%以上であるように契約で定められていること。



⑨自動継続条項のある賃貸借契約

自動継続条項があったとしても、契約による貸付期間だけが経過措置の対象になり、平成25年9月30日以後に自動継続した契約は経過措置の対象になりません。

